

1. 策定の趣旨

1. 策定の趣旨

1.1 策定の目的

かつらぎ町の水道事業は、昭和 27 年(1952 年)旧かつらぎ町(当時伊都町)では中飯降簡易水道事業及び昭和 29 年(1954 年)旧花園村では梁瀬簡易水道事業としてそれぞれ誕生した。

旧かつらぎ町では上水道事業として昭和 36 年(1961 年)に計画給水人口 6,600 人で創設され、人口の増加に対応し、数次の拡張事業を施行し、平成 14 年(2001 年)11 月に第 3 次拡張事業として計画給水人口 15,000 人、計画最大給水量 7,500m³/日の許認可を受け経営しています。一方、小規模の水道事業である簡易水道事業及び飲料水供給施設については、最大の規模である渋田簡易水道事業(計画給水人口 2,290 人)他 7 簡易水道事業と大久保飲料水供給施設 1 箇所、合計 9 箇所として計画給水人口 5,331 人で事業を実施しています。また、水道法上の施設には該当しませんが、100 人以下の飲料水供給施設としては、大久保地区をはじめ各地区で 18 施設あります。なお、平成 20 年度決算報告書における本町水道事業(花園梁瀬簡易水道事業を除く。)として計画給水人口は、19,811 人(現在給水人口 17,850 人)となります。

この現状を踏まえ、今後の水道事業について①施設整備計画(水源の安定性、水質の安全性、施設の機能性、災害対策等)、②浄水・配水整備計画(安全・安定給水、老朽管布設替え)、③管網整備(幹線管網、ループ化等)、④施設耐震化計画(耐震診断、老朽度診断、管路被害の想定、耐震化補強、緊急時危機管理)、⑤財政計画、⑥維持管理計画(維持管理方法：第三者委託導入検討)等の基本方針を策定した適正な整備計画の必要性が生じています。

近年の水道事業を取り巻く環境は、景気の低迷、人口減少、節水意識の浸透等により水需要の伸びが低くなるとともに、事業形態においても「建設の時代」から「維持管理の時代」に変遷してきています。

一方、厚生労働省健康局水道課によって平成 16 年(2004 年)6 月、国の「水道ビジョン」が作成され、平成 17 年(2005 年)7 月水道事業体の「地域水道ビジョン」の作成を奨励されました。さらに、「地域水道ビジョン作成の手引き」が取りまとめられ、各水道事業体は速やかに策定することが望ましいとされています。

以上のことから、ここに将来の水道事業のあり方を明らかにするために「かつらぎ町水道ビジョン」を策定するものです。



写真 1-1 かつらぎ町役場の正面玄関

1. 2 「かつらぎ町水道ビジョン」の位置づけ

かつらぎ町水道ビジョンは、「かつらぎ町長期総合計画」により「緑に囲まれた潤いと安らぎのふるさとづくり」をまちの将来像と設定されており、安全な水道水として安定的に供給していくことを実現するために、「**緑豊かなフルーツの町 安全でおいしいかつらぎの水**」をモットーとした施策としました。

国の「水道ビジョン」が掲げる「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」を基本理念とし、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「国際」をキーワードとする5つの政策課題に関する目標を達成し、住民のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくために、さらなる改善・改革の取り組みを進めていくことが必要不可欠であります。

これらのことを踏まえて、21世紀中頃を展望しつつ、今後11年にわたる水道事業の運営に関する長期的な方向性と施策推進の基本的な考え方を示し、水道事業ガイドライン（日本水道協会、平成17年1月制定）に沿って、事業の成果と到達度を客観的かつ具体的に評価しながら、「かつらぎ町水道ビジョン」を推進していきます。また、個々の事業の実施に当たっては、財政的な検討を加えた実施計画を策定し、必要に応じて見直しを行い、各年度の詳細な計画を立案して、効果的で着実な進行管理に努めていきます。



写真 1-2 かつらぎ町上下水道課庁舎の正面玄関

1.3 目標年次と施策

「かつらぎ町水道ビジョン」では、現状を把握・分析し、課題を抽出することによって、今後の目指すべき方向として基本方針を決め、今世紀半ばを見通したかつらぎ町水道事業の将来像を示しつつ、平成32年度(2020年度)を目標年次とし、前期(最初の4年間)・中期(次の4年間)・後期(最後の3年間)とに分けて、全体で11年間の基本施策を定めます。

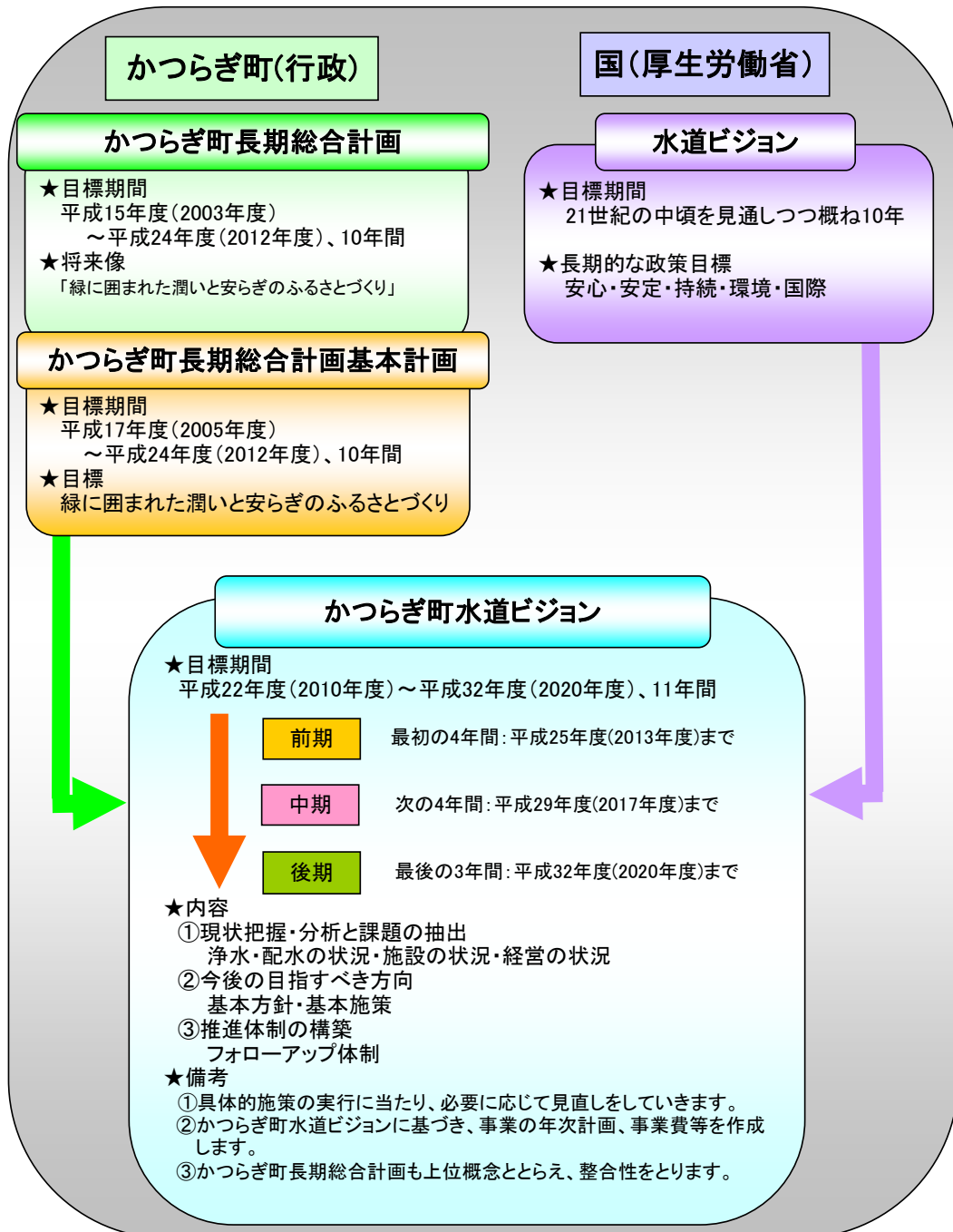


図 1-1 かつらぎ町における水道ビジョン策定の概念図